

5 第31条の3の2【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準】

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵

し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合はその蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

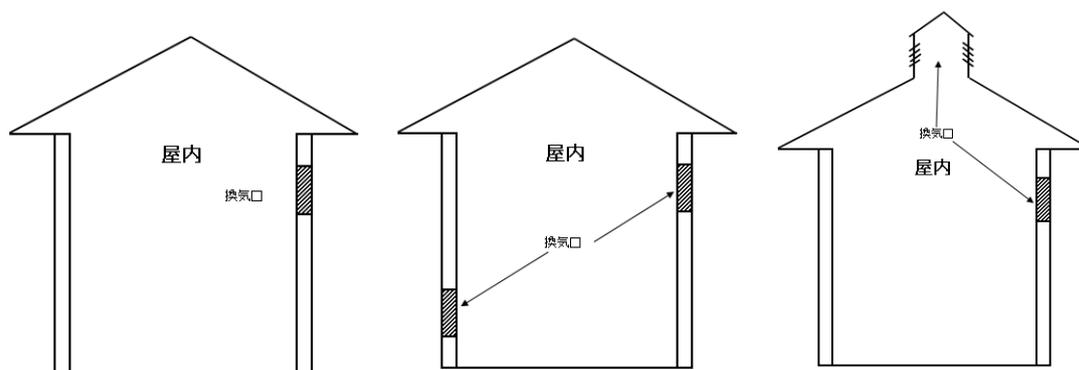
(1) 本条は、屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

(2) 第3号は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じるとともに、適当な傾斜及びためますを設けることを規定している。『傾斜』及び『ためます』については、前条第2項第2号を参照のこと。

(3) 第4号は、危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限があるが、屋内における制限はない。『堅固に造る』については、前条第2項第3号を参照のこと。

(4) 第5号『換気』とは、自然換気又は動力換気のいずれかにより危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じてその目的が十分達せられるものを設置することであり、第6号の可燃性蒸気排出設備を設置しても差し支えないものである。

《換気設備例》



※換気が十分達せられるものを選択する必要がある。

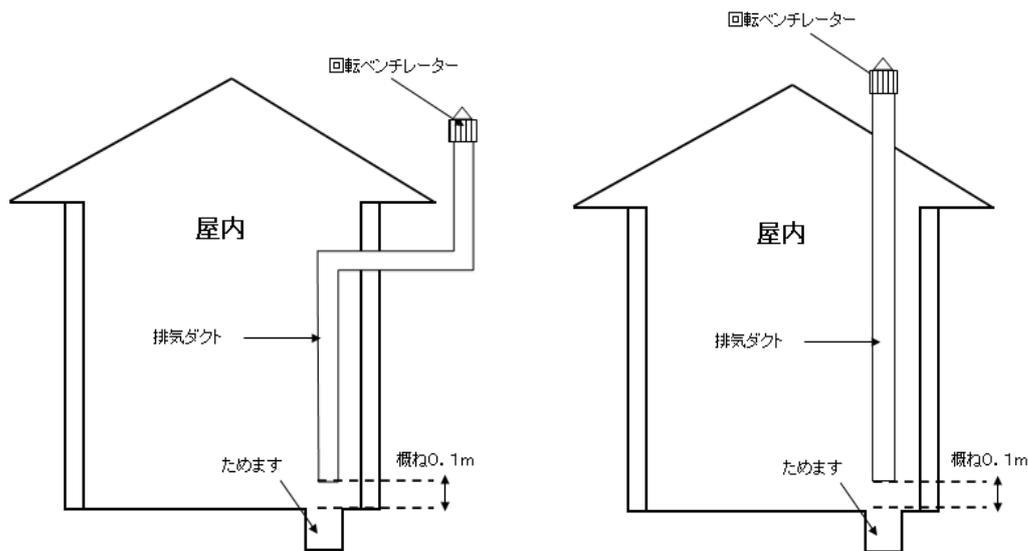
(5) 第5号『採光』は、危険物の貯蔵及び取扱いに支障がないと認められる場合にあつ

ては、照明設備の設置をもって、採光の設備が設置されているものとみなすことができる。

(6) 第6号『排出する設備』とは、防爆型の換気扇等により可燃性の蒸気を強制的に排出する設備をいう。

《可燃性蒸気排出設備例》

■ 強制排出設備例



■ 自動強制排出設備例

